

## 意見交換会実施報告書（各種団体）

【2班】

開催団体	川内建築四団体連絡協議会			参加人員	11人			
開催日時	平成28年6月6日（月）13：30～15：00							
開催場所	市役所 第3委員会室							
出席議員 (担当)	議員名	出欠	担当	議員名	出欠	担当		
	川添 公貴	<input type="radio"/>	司会進行	成川 幸太郎	<input type="radio"/>	記録・報告書作成		
	江口 是彦	<input type="radio"/>		瀬尾 和敬	<input type="radio"/>			
	杉薙 道朗	<input type="radio"/>		小田原 勇次郎	<input type="radio"/>			

### 意見交換の内容

(凡例 ◆団体の意見 ◇議員の意見)

#### 《意見交換の概要》

##### 1 鹿児島県建築士事務所協会北薩支部からの意見について

###### (1) 閲覧設計書・仕様書の明確化について

- ◆ 改修工事については、工事の範囲等の事前調査を行い具体的な記載をお願いしたい。また、閲覧期間が1週間は短い。できたら、10～14日間はとていただきたい。そうすることで、工事内容を詳細に把握でき、具体的なところまでつめることができるのでないか。外壁打診調査についても、手の届く範囲とはベランダや階段パラペット廻りなどハシゴも利用してのことが判断できないし、耐震診断においても依頼度0.6～0.8ではどの数値を採用すればいいか判断ができない。
- ◇ 契約検査課に確認したところ、「コンサル業務委託の指名競争入札については、電子入札システムで実施しているため、閲覧設計書等に対する質問がある場合は、指定した期間内に行うようお願いしたい。また、そのような個別の事案については、状況の確認ができないが、条件等の記載漏れがないように、引き続き閲覧設計書等の精査について指導を行っていきたい」との意向であった。
- ◆ 特に、耐震診断における依頼度0.6～0.8といったような曖昧な提示は、0.6と0.8とでは見積価格が2割も違ってくるので、公平性に欠けることになる。発注工事ごとに確定した提示をお願いしたい。

###### (2) 業務要求内容について

- ◆ 学校等の外壁改修工事において、業務内容に記載のない内部の改修設計業務の指示があったり、積算業務においても補助対象工事仕分けについて業務が完了間近で指示されたり、調査業務においても内部調査などの範囲・部位がアウトで業務受注後指示されることもあったり、測量調査業務においてもトイレ改修など測量調査が必要な場合があるが、物件ごとの人口数に反映されていないなどのことがある。仕様書作成前に事前調査や事前打合せを行い、業務内容を明確に記載されることをお願いしたい。
- ◇ 契約検査課に確認したところ、「受注後に業務内容に疑義がある場合は、受発注者間の協議の中での確認や、仕様書等の内容が明確でない場合は、業務委託契約書の規定に基づき変更契約等の対応ができるので、受発注者間で協議をし、確認をしていただきたい」とのことであった。

###### (3) 業務工期について

- ◆ 閲覧期間が1週間では、改修工事など現地を視察したり、内容を検討し、質疑の回答をいただくまで時間がないことから、物件に応じて10～14日間程度の閲覧を設けていただきたい。また、業務完了時の検査期間についても2週間前に提出することとなっているが、小規模業務

での工期については実質業務日数が短くなる。見積り微取から比較検討、明細書への反映と実質的日数もかかり現執行日数では厳しいため、委託期間の改善もしていただきたい。

- ◇ 閲覧期間について契約検査課に確認したところ、「コンサル業務委託の電子入札システムの説明会や運用開始後についても特に御意見はいただいている状況である。また、事案に応じて閲覧期間の設定を行っているところであるが、事前の成果物確認のための提出期間を考慮した工期の設定も含めて、今後は業界の意見もお聴きしながら検討していきたい」とのことであったので、打合せをしていただきたい。
- ◆ 工期については、閲覧期間の問題もあるが、発注期間、工事期間を個別に設定し、無理のない正確な工事ができるよう指示をいただきたいし、業務完了時の検査期間の提出時期についての検討もお願いしたい。
- ◇ 議会としても、前倒し発注を求め、工期が少しでも伸びるように要請を行っているところであるが、なかなかスムーズにいっていない。今後も引き続き要請していきたい。

#### (4) 大型物件又は特殊物件の監理委託について

- ◆ 発注者や設計者の意図が正確に反映される工事にしていくためにも、監理委託業務を発注してもらいたい。民間工事では、殆どが監理を委託している。
- ◇ 契約検査課に確認したところ、「現場監理業務については、市技術職員で対応しているが、特殊な場合は、外部委託発注を検討することとしている」とのことであった。
- ◆ 国や県は、殆ど監理を委託している。監理を行政が行った場合には、行政からの質問が度々あり、業務に支障がでてくる。
- ◇ 設計監理を発注した場合の委託料は、どの程度になるのか。
- ◆ 発注金額の5～8%程度になる。
- ◆ 最近多い解体工事の仕様書が、図面と現場が違ったり、コストの見方が違ったりしている場合が多い。図面だけではなく、現場を確認してから仕様書にしていただきたい。また、大型工事の場合は、測量から行っていただきたい。
- ◇ 今回提案いただいた内容につきましては、我々も念頭において、他市町村・県・国の動向も勉強をさせていただきたい。

## 2 薩摩川内建築建友会からの意見について

- ◆ 地震・台風等大規模災害時においては、市からの受注工事については、工期延長等の配慮をいただきたい。
- ◇ 契約検査課に確認したところ、「災害時の特別な事情が発生した場合は、工事請負契約書の規定に基づき、監督員に相談していただきたい。また、今後検討させていただきたい」とのことであった。
- ◆ 災害時は、即決工事の上限を500万円まで引き上げていただきたい。
- ◇ この件については、他の団体からも要望のあったことであり、「即決補修工事など随意契約ができる工事は、地方自治法施行令及び契約規則において130万円が上限となっている。130万円を超える金額について、即決補修工事を随意契約をするためには、地方自治法施行令に規定する要件に該当する必要があるが、単に災害時という理由だけでは法令に抵触するおそれがあり、慎重な対応が必要である」とのことであることから、分割発注等で解決できないのか検討を促していただきたい。
- ◆ 現在130万円以上の工事に義務付けされている現場代理人、主任技術者の現場常駐を500万円以下の工事については、外してほしい。
- ◇ 契約検査課に確認したところ、「現場代理人は、工事請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、監理のほか、工事の施工及び契約に関する一切の事項を処理するための受注者の代理人であって、工事現場への常駐が義務付けられているものであり、例外的に常駐を要

しない期間を除き、原則として兼任は認められていない。主任技術者については、3, 500万円未満（建築一式工事は、7, 000万円未満）については、一定の条件に該当する場合は、兼務できることとしている」とのことであった。

- ◆ 国土交通省からの平成23年11月14日付けの通達で、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用」の中で、発注者が認めれば兼務ができるとされているところであり、このことも踏まえて検討していただきたい。
- ◇ 建築関連が、それができていないのは不思議に思えるので、前向きに取り組んでいくように、当局に伝えていく。

### 3 薩摩川内市電設協会からの意見について

- ◆ 本市発注の工事物件に関しては、市内業者優先をもう少し拡大してほしい。本市は市内業者優先の入札方式で有り難いが、電設業界だけが営業所だけをおく業者をみなし業者として認め、大きな物件になるとみなし業者が含まれている。また、物品納入という形で工事を含む物件がみなし業者に出されている。電気の仕事は年間の仕事が少なく、1年間に1件も取れない事業者もあつたりする。
- ◇ 契約検査課に確認したところ、「総合評価方式でも物品納入においては、市内業者を優先した発注に努めているところであり、今後もこの考え方に基づいて行いたい。また、物品の購入においては、物品の取り付け費用が必要な場合があり、軽易な場合は物品の購入費に含めて発注している場合もあるが、その際も市内業者を優先して選定している」とのことであった。
- ◆ 電設業界では、大規模災害発生時に、行政に協力して一刻も早い災害復旧と市民の安全確保等を目指して、防災協定の締結を申し出ているが未だ実現していない。災害対策を市職員だけで行うとすれば人員も不足し、職員が本来行うべき業務が滞ることになるのではないか。大規模災害時に適切な対応ができるよう、あらかじめ協定を結び、日頃から災害を予想した訓練をしておく必要があるのではないか。
- ◇ 協会の方から申し出があり、未だ実施されていないとすれば当局の怠慢とも取れることであるが、防災安全課に確認したところ、「協定締結に向けた協議を今後早急に行いたい」とのことであった。我々も災害時インフラの維持のためにも、一日も早い協定締結に向けて後押ししていく。

### 4 薩摩川内設備協会からの意見について

- ◆ 本年、水道料金が上がったことから財源が確保できると見込まれるので、現在使用している配水管の老朽化に伴い漏水が非常に多いことから、布設替えを早急に進めた方がよいのではないか。
- ◇ 水道工務課に確認したところ、「水道料金改定に併せて策定した水道施設事業計画（10か年）に基づき、今年度から老朽化に伴う送・配水管の布設替（更新）及び基幹管路を含む施設の耐震化を図っていく」とのことであった。
- ◇ この10か年計画は、10年で75億円を計上し取り組むもので、年間7.5億円を事業費とするものであり、上水道と簡易水道の一元化、耐震化対策、老朽化対策を目的とするものである。
- ◆ 公共の建物の給水管なども老朽化が進んでいると感じるので、給配水設備の状態も調査し、取替え等も検討していただきたい。
- ◇ 財産活用推進課に確認したところ、「施設の老朽化問題は、全国でも大きな問題となっており、建築物（ハコモノ）については、総務省の要請により長期的な更新・統廃合・長寿命化に関する基本方針の策定が求められている。本市としても公共施設再配置計画の策定作業を行っているところであるが、故障が発生してから修繕を行う事後保全の対応を行っているのが実情である」とのことであった。

り、給配水設備の適切な維持管理について御指導いただければと考えている」とのことであつたので、皆様の御意見を当局に積極的に伝えていく。

- ◆ 若手社員の社内教育の一環で、公共事業の現場代理人を若手社員が務めるのに対し、何らかの補助を検討してもらいたい。
- ◇ 現場代理人に対する補助制度はないが、市内で事業を営んでいる中小企業者の業務上必要な国家資格取得を促進するため、資格取得に要する経費を補助する制度『薩摩川内市中小企業人材育成支援事業補助金』さらに、新卒者・U I J ターン者の市内就労促進と市内事業所の人材確保を支援するための補助制度『薩摩川内市新卒者等就労促進事業奨励金』を設けているので、活用していただきたい。
- ◆ 現場代理人の配置で、経験者と新人を配置したときの点数配分は同じ点数であるが、若手社員の育成のために、新人を配置したときに点数を上げる等のことも念頭に置いてほしい。
- ◇ 人材育成のための色々な補助制度については、商工政策課で問い合わせることも良いのではないか。
- ◇ 補助は、市だけでなく、県・国の補助制度等もあるので、全てを含めて本年4月から立ち上げた「薩摩川内市産業支援センター」に相談するのも良いのではないかと思われる。なお、相談料は無料となっている。

## 5 薩摩川内建築建友会賛助会

- ◆ 賛助会会員は、26社である。意見としては薩摩川内建築建友会と同じであるが、とにかく地元業者優先の業務発注を強くお願いしたい。
- ◇ 地元業者に発注するということは、入札の問題であると思うが、我々も当局にあるべき姿を求められるよう勉強をしていきますので、現状を教えていただきたい。
- ◇ 「地元の税金は地元に」との思いで、我々も地元発注を念頭に置きながら活動を行っていく。

## 6 その他

- ◆ 長寿命化、再生化計画、解体などの老朽化対策は、水道だけでなく建物にも及ぶと思われることから、市の担当者だけの考えでなく、地元の意見も聞きながら計画を進めていただきたい。
- ◆ 川内原発を中心とする事業所に働く若者は、単身赴任が多く家族での居住となっていない。0～3歳児くらいの子どもを含めた家族が、安心して生活できるような施設整備、環境になつていないのではないか。
- ◆ コンベンション施設の建設もあるが、PFI方式では地元業者が潤うことにはならないのではないか。
- ◇ 公営住宅を含む公共施設に対する提言も、専門家の立場から是非出していただきたい。